

---

## Ⅲ 自治会・町内会と行政 【協働編】

---



# 1 自治会・町内会に関連する行事・主な市行事

市から区長様に出席依頼する行事等、市と区長様との書類等のやりとり、環境美化の日、そのほかの市行事等を掲載しております。地域の行事を計画される際などの参考にしてください。

※予定は令和6年3月31日現在のものです、変更となる可能性があります。

## 【上半期】

月日		内容	担当課等
4月	10日	文書配布（広報もりや等）	市民協働推進課
	20日	区長業務説明会	市民協働推進課
5月	10日	文書配布（広報もりや等）	市民協働推進課
		日本赤十字社一般社資（寄付）募集依頼	社会福祉課
		社会福祉協議会会員募集依頼	社会福祉協議会
	11日、12日	MOCOフェスタ2024	経済課
	26日	防災講演会	交通防災課
6月	2日	環境美化の日	生活環境課
	10日	文書配布（広報もりや等）	市民協働推進課
	下旬	避難行動要支援者名簿提供会	社会福祉課
7月	10日	文書配布（広報もりや等）	市民協働推進課
	下旬	R7年度分自治公民館建設補助金申請受付（任意）	市民協働推進課
8月	9日	文書配布（広報もりや等）	市民協働推進課
	下旬	R7年度分コミュニティ助成事業申請受付（任意）	市民協働推進課
9月	1日	環境美化の日	生活環境課
	10日	文書配布（広報もりや等）	市民協働推進課
	下旬	商工まつり～きらめき守谷夢彩都フェスタ～	経済課

【下半期】

月日		内容	担当課等
10月	10日	文書配布（広報もりや等）	市民協働推進課
		赤い羽根共同募金協力依頼	社会福祉協議会
	19日	MOR IYAリレーマラソン	生涯学習課
	下旬～上旬	守谷市防災訓練	交通防災課
11月	8日	文書配布（広報もりや等）	市民協働推進課
		歳末たすけあい募金運動協力依頼	社会福祉協議会
12月	1日	環境美化の日	生活環境課
	10日	文書配布（広報もりや等）	市民協働推進課
	中旬	避難行動要支援者名簿提供（1週間程度）	社会福祉課
1月	11日	消防出初式	交通防災課
	上旬	二十歳の記念式典	生涯学習課
	10日	文書配布（広報もりや等）	市民協働推進課
2月	2日	守谷ハーフマラソン	生涯学習課
	10日	文書配布（広報もりや等）	市民協働推進課
		市から区長様へ発送：各種届出書類等	市民協働推進課
3月	2日	利根川河川敷クリーン作戦	生活環境課
	上旬	区長様から市へ提出： R6年度「世帯数調べ」「業務委託料請求書」	市民活動推進課
	10日	文書配布（広報もりや等）	市民協働推進課
	下旬	区長様から市へ提出： R7年度「区長変更（留任）届出書」ほか	市民協働推進課
	下旬	R6年度業務委託料振込	市民協働推進課

## 2 文書配布（市広報等の配布）について

### (1) 配布日・配布先

「広報もりや」などの市からの文書は、毎月10日（土日祝日の場合は、その直前の平日）に各自治会・町内会へお届けいたします。配布日が変更になる可能性もありますので、別途送付します「文書配布日一覧表」をご確認ください。

#### 【配布日が平日の場合】

8日（火）	9日（水）	10日（木）	11（金）
	発送準備日	配布日	

#### 【配布日が土日祝日の場合】

7日（木）	8日（金）	9日（土）	10（日）
発送準備日	配布日 ←		配布日 →

配布日当日は、配達員が玄関先などにお届けしますので、不在でも構いません。また、雨天等の場合は配布物をビニール袋で梱包してありますが、配布物を入れるボックスのようなものがあると便利です。



### (2) 配布部数について

自治会・町内会への加入・退会により配布部数に変更があった場合は、市民協働推進課へご連絡下さい。

なお、発送準備等の関係から、配布日直前でのご連絡では変更が間に合いませんので、**配布日の3日前まで**にご連絡をお願いします。

## 注意

市では、諸般の事情により自治会・町内会に加入していない方で、広報の配布を希望される方に対し、登録制により自治会・町内会未加入者へ広報を配布しております。

自治会・町内会で、アパート等に一齐に配布している場合は、市で実施している「未加入者への配布登録」との重複を避けるため、配布しているアパート名を事前にご連絡ください。

### (3) 配布物について

その配布日に配布する文書がどのようなものかを一覧にした「広報紙等の送付書」を、配布物と一緒にお届けいたします。送付書の記載内容をご確認のうえ、配布をお願いいたします。

#### 《広報紙の送付書（例）》

令和〇年〇月〇日

区 長 各 位

守谷市役所 市民協働推進課

### 広 報 紙 等 の 送 付 書

守谷市役所 ☎ 45-1111						
No.	文 書 名	担 当 課	グ ル ー プ 名	内 線	配 布 の 区 分	
					全 戸 配 布	回 覧
1	広 報 も り や 〇 月 号	秘 書 課	秘 書 広 報 グ ル ー プ	322	○	
2	守 谷 市 議 会 だ よ り 「こ じ ゅ け い」 No.〇〇	議 会 事 務 局	庶 務 ・ 議 事 グ ル ー プ	533	○	
3	地 区 内 〇 〇 〇 に 関 す る ア ン ケ ー ト	市 民 協 働 推 進 課	協 働 推 進 グ ル ー プ	132	全 区 長	
4	学 校 だ よ り 【 大 野 小 学 校 】	学 校 教 育 課	教 育 総 務 グ ル ー プ	284		地 域 限 定
5	道 路 改 良 工 事 着 工 の お 知 ら せ	建 設 課	道 路 建 設 グ ル ー プ	257		地 域 限 定

※配布部数の不足及び戸数増減による部数変更等が生じた場合は、お手数ですが守谷市役所 市民協働推進課（内線132）までご連絡ください。なお、内容等につきましては、上記の各担当課に直接問い合わせさせていただきようお願いします。

※地域限定の配布物は以下のとおりです。

**【地域限定配布対象一覧】**

No.4 学校だより【大野小学校】：大野地区 ←

No.5 道路改良工事着工のお知らせ：愛宕、下新田、下町、清水、岩町、岩東町会、原 ←

#### 《用語の説明》

- 「全戸配布」・・・各家庭に配布する配布物です。
- 「回覧」・・・各自治会・町内会の班等で回覧する配布物です。
- 「全区長」・・・区長がご覧いただく文書です。
- 「地域限定」・・・関係する地域のみ、配布または回覧する配布物です。  
対象地域は、下欄の一覧に掲載してあります。

### 3 業務委託料について

#### (1) 業務委託料

業務委託料は、「広報もりや」などの文書配布・回覧をはじめ、要望事項の取りまとめ・連絡や各種調査などの業務を、守谷市が自治会・町内会に委託していることに対して支払われるものです。

この委託料の用途は、自治会・町内会において有効に活用されるよう、十分に協議の上、会員の合意を得てください。また、予算決算に明記し、透明な会計管理に努めてください。

#### (2) 算出方法

毎年2月頃、市から各自治会・町内会に、「市文書の配布世帯数等調べ」等の書類一式の提出を依頼します。3月1日現在の配布世帯数から業務委託料を算出し、市に請求してください。

委託料の額は、基本割額が5,000円、世帯割額が1世帯当たり1,500円です。

##### 《算出例①：加入中の100世帯に配布した場合》

- ・基本割額：5,000円 …①
- ・世帯割額：1,500円×100世帯＝150,000円 …②
- ・委託料計：①+②＝155,000円

##### 《算出例②：加入中の95世帯と、未加入の5世帯に配布した場合》

- ・基本割額：5,000円 …①
- ・世帯割額：1,500円×(95世帯+5世帯)＝150,000円 …②
- ・委託料計：①+②＝155,000円

#### (3) 支払い方法

市は、自治会・町内会からの請求書に基づき、年1回、自治会・町内会名義の口座へ振り込みします。なお、個人名義の口座に振り込むことはできません。

## 4 市の支援・補助等について

自治会・町内会向けの支援・補助事業を掲載します。是非ご活用ください。

公民館 集会所	公民館を建設・修繕したい	(1)自治公民館建設補助事業	P. 32
	コミュニティサロンを 開設したい	(2)守谷市空き家等活用コミュニティ推進事業	P. 33
	集会所を借りたい	(3)地域活動のための施設等使用料金助成	P. 34
	備品を整備したい	(4)コミュニティ助成事業	P. 35
環 境 美 化	公園をきれいにしたい	(5)公園等維持管理団体助成事業	P. 36
	花や緑を増やしたい	(6)公園等里親事業	P. 36
	地域活動での燃料・飲食代 防災訓練をしたい	(7)協働のまちづくり推進活動助成金	P. 37
防 犯 防 災	自主防災組織を結成したい	(8)自主防災組織活動育成事業補助金	P. 38
	防犯灯を設置したい	(9)防犯灯の設置・修繕	P. 39
	カーブミラーを設置したい	(10)カーブミラーの設置・修繕	P. 40
市 の 備品等 貸 出	芝刈機・ほうきを借りたい	(11)草刈り等資機材の貸出	P. 41
	公用車を借りたい	(12)市公用車の貸出	P. 42
	配布資料を印刷したい	(13)印刷機の利用	P. 43

## (1) 自治公民館建設補助事業

自治公民館の新改築・増築・修繕をするときの建設補助制度です。

<p>目 的</p>	<p>自治公民館の建設事業（市内に本社若しくは本店がある法人又は市内に住所を有する個人が施工するものに限る）を行う自治会等に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。</p> <p style="text-align: right;">【守谷市自治公民館建設補助に関する規則】</p>																												
<p>対象事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新（改）築・・・延べ床面積が50㎡以上のもの</li> <li>・増築・・・・・・建築から5年を経過したもの</li> <li>・修繕・・・・・・事業費が10万円を超えるもの</li> </ul> <p>【補助の対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①土地及び建物の購入及び借用に要する経費。</li> <li>②外構工事。</li> <li>③備品購入に要する経費。ただし、冷暖房その他の設備で、自治公民館と一体として使用するものは対象とします。</li> </ul>																												
<p>補助金額</p>	<p>補助対象事業費の2分の1の額（千円未満の端数は切捨て）。</p> <p>ただし、下表のとおり自治公民館の利用戸数に応じた延べ床面積を基準面積とし、基準面積を超えるものについては、基準面積相当分を補助対象事業費とする。</p> <p>※新（改）築及び増築における建設単価は、160,000円/㎡を限度。</p> <table border="1" data-bbox="384 1160 1374 1489"> <thead> <tr> <th>利用戸数</th> <th>延床面積</th> <th>利用戸数</th> <th>延床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100戸まで</td> <td>165.0㎡</td> <td>151戸～160戸</td> <td>264.0㎡</td> </tr> <tr> <td>101戸～110戸</td> <td>181.5㎡</td> <td>161戸～170戸</td> <td>280.5㎡</td> </tr> <tr> <td>111戸～120戸</td> <td>198.0㎡</td> <td>171戸～180戸</td> <td>297.0㎡</td> </tr> <tr> <td>121戸～130戸</td> <td>214.5㎡</td> <td>181戸～190戸</td> <td>313.5㎡</td> </tr> <tr> <td>131戸～140戸</td> <td>231.0㎡</td> <td>191戸以上</td> <td>330.0㎡</td> </tr> <tr> <td>141戸～150戸</td> <td>247.5㎡</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	利用戸数	延床面積	利用戸数	延床面積	100戸まで	165.0㎡	151戸～160戸	264.0㎡	101戸～110戸	181.5㎡	161戸～170戸	280.5㎡	111戸～120戸	198.0㎡	171戸～180戸	297.0㎡	121戸～130戸	214.5㎡	181戸～190戸	313.5㎡	131戸～140戸	231.0㎡	191戸以上	330.0㎡	141戸～150戸	247.5㎡		
利用戸数	延床面積	利用戸数	延床面積																										
100戸まで	165.0㎡	151戸～160戸	264.0㎡																										
101戸～110戸	181.5㎡	161戸～170戸	280.5㎡																										
111戸～120戸	198.0㎡	171戸～180戸	297.0㎡																										
121戸～130戸	214.5㎡	181戸～190戸	313.5㎡																										
131戸～140戸	231.0㎡	191戸以上	330.0㎡																										
141戸～150戸	247.5㎡																												
<p>申請方法</p>	<p>事前にご相談の上、<b>7月31日（水）</b>までに、申請書、事業費見積書、建築設計図面、現況写真等を提出してください。</p>																												
<p>備 考</p>	<p>補助金を受けた自治公民館については、以下の財産処分制限期間を経過するまでは、譲渡、交換、貸付け、担保等に供することはできません。</p> <p>【木造：25年 鉄筋造：28年 鉄筋コンクリート造：30年 その他：28年】</p>																												
<p>担当部署</p>	<p>市民協働推進課 守谷市大柏 950-1（守谷市役所内1階） 0297-45-1111 kyoudou@city.moriya.ibaraki.jp</p>																												

## (2) 守谷市空き家等活用コミュニティ推進事業

空き家等の借り上げによるコミュニティサロン開設に対する助成です。

<p><b>目 的</b></p>	<p>市内の自治会・町内会・その他の団体が空き家等を借り上げてコミュニティサロンを開設する場合に、予算の範囲内で助成金を交付します。 【守谷市空き家等活用コミュニティ推進事業助成金交付要綱】</p>							
<p><b>対象団体</b></p>	<p>自治会・町内会などの団体で、以下の要件を満たす団体が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らが賃貸借契約を行い、空き家等を借り上げることができること。</li> <li>・ 主に自治会・町内会の地域が活動地域であること。</li> <li>・ 団体の会員が10人以上いること。</li> <li>・ 活動の主な目的が営利活動ではないこと。</li> <li>・ 宗教活動、政治活動又は選挙運動を行うことを目的としていないこと。</li> <li>・ 法人格を有しないこと（NPO法人、認可地縁団体でかつ建物を所有していない認可地縁団体は除く）。</li> <li>・ 市の助成額以外の必要経費を負担できる見込みがあること。</li> </ul>							
<p><b>事業要件</b></p>	<p>空き家を借り上げて行う事業は、以下の要件を満たす事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の必要性があること。</li> <li>・ 利用対象者が原則として対象地域に居住する者であること。</li> <li>・ 高齢者、子ども等特定の者を利用対象としたものでないこと。</li> <li>・ 事業計画の内容が具体的で、かつ、事業が対象地域の住民同士の交流の推進が図れるもの。</li> <li>・ 公序良俗に反しないものであること。</li> </ul>							
<p><b>助成金額</b></p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対象経費</th> <th style="width: 50%;">助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家賃</td> <td>家賃に0.95を乗じた額 ※上限金額：月額95,000円</td> </tr> <tr> <td>敷金・礼金・不動産仲介手数料</td> <td>それぞれの額に0.95を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table>	対象経費	助成額	家賃	家賃に0.95を乗じた額 ※上限金額：月額95,000円	敷金・礼金・不動産仲介手数料	それぞれの額に0.95を乗じた額	
対象経費	助成額							
家賃	家賃に0.95を乗じた額 ※上限金額：月額95,000円							
敷金・礼金・不動産仲介手数料	それぞれの額に0.95を乗じた額							
<p><b>申請方法</b></p>	<p>事前にご相談の上、随時、申請してください。</p>							
<p><b>備 考</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1団体につき1箇所の空き家のみを対象とします。</li> <li>・ <u>建物は、都市計画法・建築基準法・消防法等に照らし合わせ、集会所としての要件を満たしている必要があります。</u></li> </ul>							
<p><b>担当部署</b></p>	<p>市民協働推進課 守谷市大柏 950-1（守谷市役所内1階） 0297-45-1111 kyoudou@city.moriya.ibaraki.jp</p>							

### (3) 地域活動のための施設等使用料金助成

地域の集会所や自治公民館を所有していない自治会・町内会が、他地区の公民館や地区内の店舗を集会などの地域活動で使用する場合に、使用料の一部を助成します。

目的	自治会・町内会などの団体が、身近で気軽に集まることのできる場所を確保するため、施設等を使用する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。 【守谷市地域活動のための施設等使用料助成金交付要綱】
対象団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治会・町内会</li> <li>・ サロン活動団体</li> <li>・ シニアクラブ連合会に属する団体</li> </ul>
対象経費	対象団体が、施設等を概ね1時間以上使用する場合は施設使用料（施設に付随する器具の使用料も含む）
助成金額	1回の使用につき、使用料に0.95を乗じて得た額（上限金額：1,900円）
申請方法	施設を使用する前に、申請書に関係書類を添えて提出してください。 
備考	1団体が1年度（4月～翌年3月まで）に申請できる上限金額：190,000円
担当部署	市民協働推進課 守谷市大柏 950-1（守谷市役所内1階） 0297-45-1111 kyoudou@city.moriya.ibaraki.jp



#### (4) コミュニティ助成事業

一般財団法人自治総合センターが、コミュニティ活動等に対して助成する事業です。

目 的	一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を目的に、様々な分野の地域コミュニティ活動を支援します。														
対象事業	①一般コミュニティ助成事業 コミュニティ活動に直接必要な設備の整備（集会所備品、夏祭り用備品の購入等）に関する事業。														
	②コミュニティセンター助成事業 コミュニティセンター、自治会集会所等の建設整備に関する事業。														
	③地域防災組織育成助成事業 自主防災組織が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接必要な設備の整備（防災備品の購入等）に関する事業。														
助成金額	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">事業名</th> <th style="width:40%;">助成額</th> <th style="width:40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①の事業</td> <td>100万円～250万円まで</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②の事業</td> <td>対象事業費の5分の3以内 (上限金額1,500万円)</td> <td>前頁「自治公民館建設補助事業」との重複申請は不可</td> </tr> <tr> <td>③の事業</td> <td>30万円～200万円まで</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	助成額	備考	①の事業	100万円～250万円まで	—	②の事業	対象事業費の5分の3以内 (上限金額1,500万円)	前頁「自治公民館建設補助事業」との重複申請は不可	③の事業	30万円～200万円まで	—
	事業名	助成額	備考												
	①の事業	100万円～250万円まで	—												
	②の事業	対象事業費の5分の3以内 (上限金額1,500万円)	前頁「自治公民館建設補助事業」との重複申請は不可												
③の事業	30万円～200万円まで	—													
申請方法	事前にご相談の上、 <b>8月9日(金)～9月13日(金)</b> に、下記の担当部署に次年度分を申請してください。														
備 考	当事業は、財団法人自治総合センターが実施する事業です。助成申請は、市から県を経由して自治総合センターへ提出します。審査がありますので、 <b>申請すれば必ず助成されるものではありません。</b>														
担当部署	①・② 市民協働推進課 守谷市大柏 950-1 (守谷市役所内1階) 0297-45-1111 kyoudou@city.moriya.ibaraki.jp														
	③ 交通防災課 守谷市大柏 950-1 (守谷市役所内1階) 0297-45-1111 bousai@city.moriya.ibaraki.jp														

## (5) 公園等維持管理団体助成事業

公園等の維持管理を行う団体に対する助成です。

目 的	市と市民のパートナーシップを深め、協働のまちづくりを推進するため、年間を通じた公園等の維持管理を行う者に対して助成金を支給します。 【守谷市公園等維持管理団体助成金交付要綱】
対象団体	守谷市に活動の拠点をおく民間団体（ただし、営利を目的とする団体、政治的若しくは宗教的な目的を掲げる団体又は政治的若しくは宗教的な活動を実施している団体は除く）
活動内容	除草、剪定、清掃など公園の維持管理に関する作業。 ※作業に伴う保険は、市が一括加入いたします。
助成金額	除草業務に伴う工事設計額の4分の1に相当する金額。 【各団体の助成金算出方法】 例) 公園の除草業務に伴う積算額を100万円とした場合 (積算額) 1,000,000円×1/4＝(助成金) 250,000円
申請時期	随時受付しますので、事前にご相談ください。 受付後、市と協定を締結し、次年度からの活動となります。
制限等	年度中に2回以上実施してください。
担当部署	建設課 守谷市大柏 950-1 (守谷市役所内2階) 0297-45-1111 kensetsu@city.moriya.ibaraki.jp

## (6) 公園等里親事業

市が管理している公園や緑地、道路の植栽柵、花壇の里親になっていただく事業です。

目 的	市が管理する公園等（公園、緑地、道路の植栽柵、花壇）に対する愛護意識の高揚及び環境美化を図ることを目的として、各種団体に、緑化の推進・緑化の啓発のご協力いただく。 【守谷市公園等里親事業実施要綱】
対象団体	市内の各種団体（自治会、企業など）で3名以上の団体（ただし成人1人を含む）
活動場所	公園、緑地、道路の植栽柵など。
活動内容	上記の場所の花植えなど。
補助等	緑化のための花苗や用具の提供。
申請方法	事前にご相談の上、随時、申請してください。
担当部署	建設課 守谷市大柏 950-1 (守谷市役所内2階) 0297-45-1111 kensetsu@city.moriya.ibaraki.jp

## (7) 協働のまちづくり推進活動助成金

地域住民による作業に使用した燃料代・飲食代や、防災訓練の実施に対する助成です。

目 的	<p>市民、市民活動団体、事業者及び市が対等な立場で、お互いに良きパートナーとして円滑に活動していくため、協働のまちづくり推進活動に対して助成金を支給します。</p> <p style="text-align: center;">【守谷市協働のまちづくり推進活動助成金交付要綱】</p>						
対象事業	<p>①概ね2時間以上の時間を要する作業で、公益上必要であると認められる作業（環境美化の日その他の全市民を対象とする作業及び市から助成金等が支出されている活動を除く）</p> <p>②地域住民による防災訓練（全市民を対象とする防災訓練及び市から助成金等が支出されている活動を除く）</p>						
助成金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">活動内容</th> <th style="width: 70%;">助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①の活動</td> <td> <p>次のアからウの合計額</p> <p>ア：作業に要した燃料代</p> <p>イ：作業当日に要した飲食代 (上限金額：参加人数に150円を乗じた額)</p> <p>ウ：その他作業に要した経費で市長が必要と認めるもの (上限金額：1申請につき30,000円)</p> </td> </tr> <tr> <td>②の活動</td> <td> <p>参加人数に応じて助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10人以上50人未満 . . . 5,000円</li> <li>・ 50人以上100人未満 . . . 10,000円</li> <li>・ 100人以上150人未満 . . . 15,000円</li> <li>・ 150人以上200人未満 . . . 20,000円</li> <li>・ 200人以上 . . . 30,000円</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	活動内容	助成額	①の活動	<p>次のアからウの合計額</p> <p>ア：作業に要した燃料代</p> <p>イ：作業当日に要した飲食代 (上限金額：参加人数に150円を乗じた額)</p> <p>ウ：その他作業に要した経費で市長が必要と認めるもの (上限金額：1申請につき30,000円)</p>	②の活動	<p>参加人数に応じて助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10人以上50人未満 . . . 5,000円</li> <li>・ 50人以上100人未満 . . . 10,000円</li> <li>・ 100人以上150人未満 . . . 15,000円</li> <li>・ 150人以上200人未満 . . . 20,000円</li> <li>・ 200人以上 . . . 30,000円</li> </ul>
活動内容	助成額						
①の活動	<p>次のアからウの合計額</p> <p>ア：作業に要した燃料代</p> <p>イ：作業当日に要した飲食代 (上限金額：参加人数に150円を乗じた額)</p> <p>ウ：その他作業に要した経費で市長が必要と認めるもの (上限金額：1申請につき30,000円)</p>						
②の活動	<p>参加人数に応じて助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10人以上50人未満 . . . 5,000円</li> <li>・ 50人以上100人未満 . . . 10,000円</li> <li>・ 100人以上150人未満 . . . 15,000円</li> <li>・ 150人以上200人未満 . . . 20,000円</li> <li>・ 200人以上 . . . 30,000円</li> </ul>						
申請方法	<p>随時、作業終了後に、申請書、領収書（原本）、作業状況写真（作業人数が把握できるもの）を、下記の担当部署に提出してください。</p>						
備 考	<p>防災訓練に対する助成は、年度内に2回までです。</p>						
担当部署	<p>① 市民協働推進課 守谷市大柏 950-1（守谷市役所内1階） 0297-45-1111 kyoudou@city.moriya.ibaraki.jp</p> <p>② 交通防災課 守谷市大柏 950-1（守谷市役所内1階） 0297-45-1111 bousai@city.moriya.ibaraki.jp</p>						

## (8) 自主防災組織活動育成事業補助金

自主防災組織の結成や、自主防災のための資機材整備に対する補助金です。

<p><b>目 的</b></p>	<p>震災時等における地域住民による初期消火及び避難体制などの整備強化を図るため、自主防災組織を結成し、及び育成するための事業等に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。</p> <p style="text-align: center;">【守谷市自主防災組織活動育成事業補助交付要綱】</p>								
<p><b>対象事業</b></p>	<p><b>①自主防災組織結成事業</b> 自主防災組織の結成に要する経費を補助するもの（説明会の開催、普及啓発資料の作成、防災カルテ・防災マップの作成など）</p> <p><b>②資機材等整備事業</b> 新規の資機材等整備に要する経費を補助するもの（メガホン、消火器、救助用工具、担架、避難誘導旗、腕章、強力ライト、非常持出袋など）</p> <p><b>③資機材等更新事業</b> 自主防災組織の資機材更新に要する経費を補助するもの（メガホン、消火器、救助用工具、担架、避難誘導旗、腕章、強力ライト、非常持出袋など）</p> <p>※対象となるのは、結成から5年以上を経過した自主防災組織、または、資機材等更新事業の実施から5年以上を経過した自主防災組織です。</p>								
<p><b>助成金額</b></p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">活動内容</th> <th style="width: 70%;">助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①の事業</td> <td>事業に要した額（上限金額10万円）</td> </tr> <tr> <td>②の活動</td> <td>事業に要した額（上限金額20万円）</td> </tr> <tr> <td>③の活動</td> <td>事業に要した額（上限金額10万円）</td> </tr> </tbody> </table>	活動内容	助成額	①の事業	事業に要した額（上限金額10万円）	②の活動	事業に要した額（上限金額20万円）	③の活動	事業に要した額（上限金額10万円）
活動内容	助成額								
①の事業	事業に要した額（上限金額10万円）								
②の活動	事業に要した額（上限金額20万円）								
③の活動	事業に要した額（上限金額10万円）								
<p><b>申請方法</b></p>	<p>事前にご相談ください。</p> <p>「補助対象の自主防災組織」であるか、「購入を考えている資機材が補助金の対象」であるかを確認した上で、申請方法をご案内します。</p>								
<p><b>備 考</b></p>	<p>資機材の更新は、前回の更新から5年を経過するまでは申請できません。</p>								
<p><b>担当部署</b></p>	<p>交通防災課 守谷市大柏 950-1（守谷市役所内1階） 0297-45-1111 bousai@city.moriya.ibaraki.jp</p>								

(9) 防犯灯の設置・修繕

<p>設置基準</p>	<p>夜間不特定多数の方が通行する場所で、暗くて通行に支障がある場所や、防犯上不安のある場所などに設置します。</p>
<p>申請方法</p>	<p>原則として自治会で取りまとめのうえ、区長名での申請書を提出してください。</p>
<p>提出書類</p>	<p>・申請書（市ホームページからも取得可能） ・位置図</p> 
<p>注意点</p>	<p>・住宅敷地内に設置する場合、所有者の承諾を得た後に申請してください。 ※空き地等で所有者が不明の場合は、市で協議いたします。</p> <p>・複数箇所の設置申請の場合、優先順位をつけてください。</p>
<p>設置できない場合</p>	<p>次のような場合は設置ができません。</p> <p>① 設置可能な場所がない場合。 ② 設置可能であってもその場所が私有地である場合（土地所有者の承諾が得られた場合を除く）。</p>
<p>球切れ</p>	<p>防犯灯の球切れを見つけたときは、電柱等に貼ってある「守谷市防犯灯〇—〇〇〇〇」という緑色の管理プレート番号を確認し、市役所交通防災課までご連絡ください。</p> 
<p>担当部署</p>	<p>交通防災課 守谷市大柏 950-1（守谷市役所内1階） 0297-45-1111 bousai@city.moriya.ibaraki.jp</p>

## (10) カーブミラーの設置・修繕

<p><b>設置基準</b></p>	<p>カーブミラーは公道への設置を原則とし、以下の基準に基づき行います。</p> <p>① 車両等の通行に十分な道路幅員が確保されており、設置により通行に支障が生じない場所であること。</p> <p>② 一時停止をしても安全確認ができず、構築物等によって視界が妨げられており、交通事故の発生の危険性が高い交差点であること。</p> <p>③ 見通しが悪く、交通事故の発生の危険性が高いカーブ地点であること。</p> <p>④ その他交通事故の発生の危険性が高い場所であること。</p>
<p><b>申請方法</b></p>	<p>原則として自治会で取りまとめの上、区長名で申請書を提出してください。</p>
<p><b>提出書類</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書（市ホームページからも取得可能）</li> <li>・ 位置図</li> </ul> 
<p><b>注 意 点</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅敷地内に設置する場合、所有者の承諾を得た後に申請してください。空き地等で所有者が不明の場合は、市で協議いたします。</li> <li>・ 複数箇所ある場合、設置の優先順位をつけた上で申請してください。</li> </ul>
<p><b>設置できない場合</b></p>	<p>次のような場合は、設置ができません。</p> <p>① 設置可能な場所がない場合。</p> <p>② 設置可能であってもその場所が私有地である場合（土地所有者の承諾が得られた場合を除く）。</p> <p>③ 個人宅や共同住宅等から出る際のカーブミラー</p>
<p><b>修 繕</b></p>	<p>カーブミラーが設置されている支柱や電柱等には、ステッカーで「カーブミラー〇〇〇〇守谷市」という市の管理番号が取り付けられています。</p> <p>カーブミラーの破損（鏡面が割れている、傾いている等）を見つけた際には、管理番号を確認し、交通防災課までご連絡ください。</p>
<p><b>担当部署</b></p>	<p>交通防災課 守谷市大柏 950-1（守谷市役所内1階） 0297-45-1111 bousai@city.moriya.ibaraki.jp</p>

## (11) 草刈り等資機材の貸出

住民活動の一環として樹木剪定や草刈りなどを実施する場合に、エンジン刈払機・芝刈機や、鎌等を貸し出します。

目 的	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識の高揚を目指し、コミュニティ活動に直接必要な資機材を貸与し地域住民の生活環境の向上を目的とします。 【守谷市草刈り等資機材管理規程】																			
貸 出 用 資 機 材	<table border="1" data-bbox="384 629 1374 824"> <thead> <tr> <th>資機材名</th> <th>数量</th> <th>資機材名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エンジン芝刈機</td> <td>1台</td> <td>竹熊手</td> <td>10本</td> </tr> <tr> <td>エンジン刈払機</td> <td>10台</td> <td>竹ぼうき</td> <td>10本</td> </tr> <tr> <td>草刈鎌</td> <td>10丁</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>貸出期間は、10日以内です。</p>				資機材名	数量	資機材名	数量	エンジン芝刈機	1台	竹熊手	10本	エンジン刈払機	10台	竹ぼうき	10本	草刈鎌	10丁		
資機材名	数量	資機材名	数量																	
エンジン芝刈機	1台	竹熊手	10本																	
エンジン刈払機	10台	竹ぼうき	10本																	
草刈鎌	10丁																			
申請方法	使用予定日の2か月前から1週間前までに、 申請書（市ホームページからも取得可能）を 提出してください。																			
備 考	次に該当する場合は、資機材の使用を許可しません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の利益に供すると認めるとき。</li> <li>・ 団体等の営利に供すると認めるとき。</li> <li>・ 目的以外に使用のおそれがあると認めるとき。</li> <li>・ その他市長が不相当と認めたもの。</li> </ul>																			
担当部署	市民協働推進課 守谷市大柏 950-1（守谷市役所内1階） 0297-45-1111 kyoudou@city.moriya.ibaraki.jp																			



## (12) 市公用車の貸出

無料で市の公用車を貸し出します。

目的	市民団体等の公益活動を支援するため、市が所有する公用車を公務に支障のない範囲において貸し出します。 【守谷市公用車の貸出しに関する規則】									
対象活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内の防犯パトロール。</li> <li>・ 市内の道路、河川、公園、学校などの公共施設等の美化、清掃活動。</li> <li>・ 市内開催のスポーツ大会、イベント等で使用するもので、市等で貸し出す備品等の運搬。</li> </ul>									
貸出用資機材	<table border="1" data-bbox="384 745 1386 1032"> <thead> <tr> <th data-bbox="384 745 759 792">貸出車両</th> <th data-bbox="759 745 1386 792">貸出日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 792 759 889">青色防犯パトロール車</td> <td data-bbox="759 792 1386 889">平日、土曜、日曜、祝日（年未年始を除く） 午前8時30分～午後8時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 889 759 983">軽トラック バン</td> <td data-bbox="759 889 1386 983">土曜、日曜、祝日（年未年始を除く） 午前8時30分～午後5時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 983 759 1032">幌付トラック</td> <td data-bbox="759 983 1386 1032"></td> </tr> </tbody> </table>		貸出車両	貸出日時	青色防犯パトロール車	平日、土曜、日曜、祝日（年未年始を除く） 午前8時30分～午後8時	軽トラック バン	土曜、日曜、祝日（年未年始を除く） 午前8時30分～午後5時	幌付トラック	
貸出車両	貸出日時									
青色防犯パトロール車	平日、土曜、日曜、祝日（年未年始を除く） 午前8時30分～午後8時									
軽トラック バン	土曜、日曜、祝日（年未年始を除く） 午前8時30分～午後5時									
幌付トラック										
申請方法	使用する1か月前から1週間前までに、申請書、運転者の運転免許証の写しを提出してください。 ※貸出単位はすべて1日単位です。 ※ <b>広報用途で使用する場合は</b> 、警察署への道路使用許可申請を行うため、貸出日の <b>2週間前には申請</b> してください。 <div style="text-align: right;">  </div>									
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青色防犯パトロール使用時に青色灯を回す場合、運転者又は同乗者は「パトロール実施者証」を携帯してください。</li> <li>・ 公務上の急務が発生した場合には、貸出を取り消す場合があります。</li> </ul>									
担当部署	市民協働推進課 守谷市大柏 950-1（守谷市役所内1階） 0297-45-1111 kyoudou@city.moriya.ibaraki.jp									



### (13) 印刷機の利用

自治会の総会資料などを無料で印刷することができます。

目 的	地域活動に必要な資料等を印刷する際に、市の印刷機を無償で利用できる よう支援します。	
申請方法	下記の担当部署に、事前にご連絡ください。	
印刷機の 設置場所 及び 担当部署	設置場所・担当部署	貸出日時
	守谷市役所 市民協働推進課 0297-45-1111	白黒印刷機【ソート機能なし】 カラー印刷機【ソート機能あり、製本性能 能(穴開け・ホチキス留めなど)あり】
	中央公民館 0297-48-6731 郷州公民館 0297-48-6711 高野公民館 0297-45-5411 北守谷公民館 0297-47-0111	白黒印刷機【ソート機能なし】
	保健センター0297-48-6000 ※健診日は使用不可	白黒印刷機【ソート機能なし】
	市民活動支援センター 0297-46-3370	2色刷印刷機【ソート機能なし】
注意事項	印刷用紙をご持参ください。	



## 5 まちづくり協議会

### (1) 地域課題は多種多様

少子高齢化・人口減少などにより発生する社会課題は、他の自治体と同様、近い将来、守谷市でも考えられます。また、それらの課題は、同じ守谷市内であっても、地域によって人口規模・年齢構成などが全く異なるため、市民が求める行政サービスは同じではありません。

### (2) 将来を見据えた「地域づくり」は、地域主導へ

各地域における課題に対応し、将来にわたり活力ある地域社会を維持していくためには、これまでの画一的な「行政主導のまちづくり」ではなく、地域や市民が主役の「地域主導・住民主導のまちづくり」に転換していく必要があります。

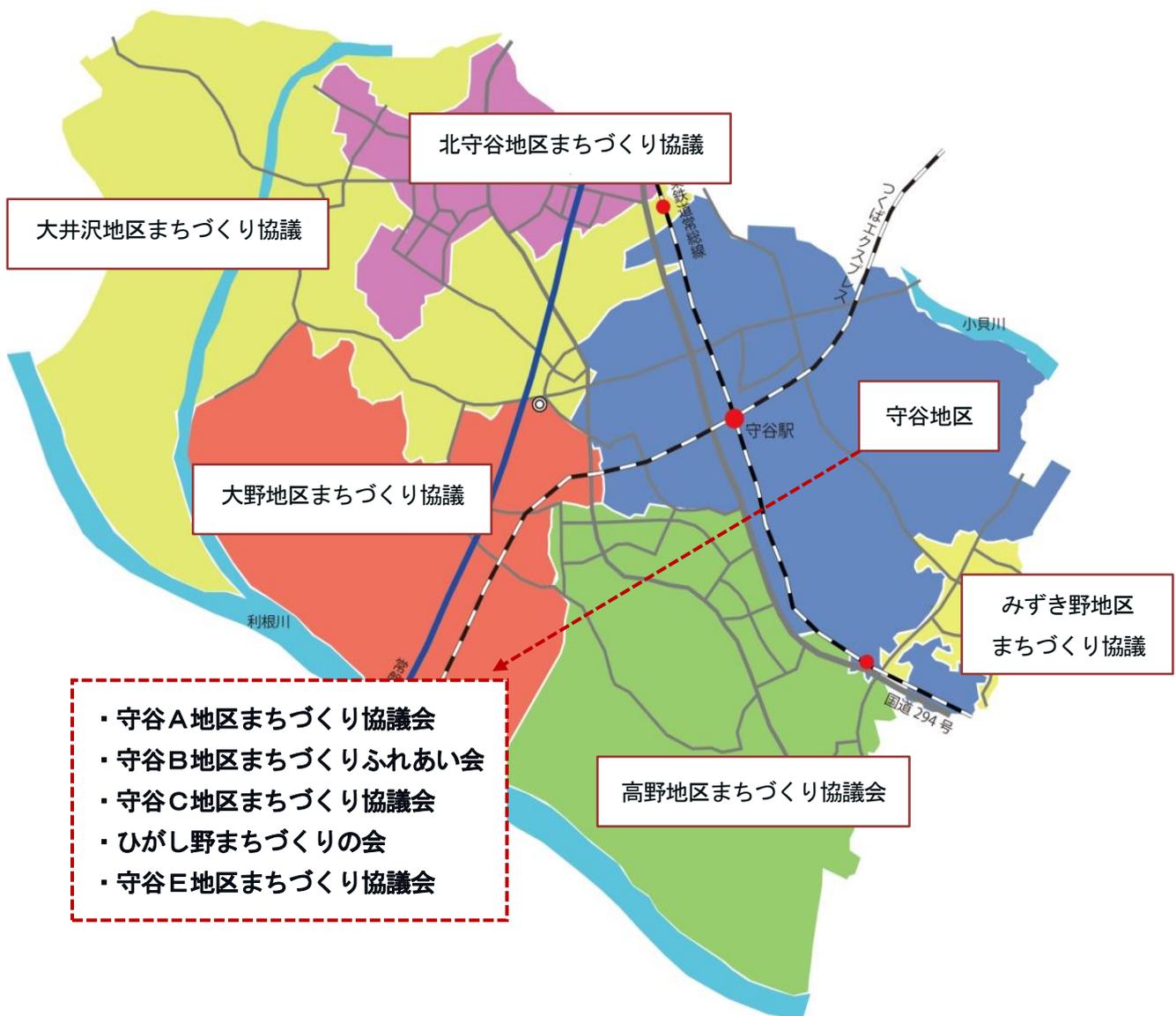
### (3) 「まちづくり協議会」と自治会・町内会は連携関係

市内10地区の「まちづくり協議会」は、それぞれの地域の実情に合わせて活動しています。まちづくり協議会は、地域において解決できる課題を、市民協働で対応していくため、多くの団体と連携しています。中でも、特に自治会・町内会とのつながりが重要であると考えています。

#### 【各地区の協議会設立状況（設立順）】

地区名	対象区域・対象自治会等
北守谷地区まちづくり協議会	久保ヶ丘、御所ヶ丘、薬師台、松前台
大野地区まちづくり協議会	大柏、野木崎、立沢の一部
高野地区まちづくり協議会	高野、乙子、鈴塚、松ヶ丘、けやき台、美園
大井沢地区まちづくり協議会	立沢、大山新田、大木、板戸井
みずき野地区まちづくり協議会	みずき野
守谷B地区まちづくりふれあい会	岩町、原、岩東町、北園、大原、清水、原本町、栄町、松並青葉西、松並青葉東、レーベン守谷松並
守谷A地区まちづくり協議会	小山、奥山本田、下新田、柿ノ沢第二、セザール取手西、辰新田、サンクレイドル守谷、奥山新田、愛宕、新愛宕

地区名	対象区域・対象自治会等
守谷C地区まちづくり協議会	土塔中央、土塔本町、土塔新山、ライオンズ守谷駅前プレミアム、黒内、高砂町、やなぎ町、サーパスシティ守谷、レクセルプラザ守谷、さつき台、旭町、海老原町、パラッジオ守谷、
守谷E地区まちづくり協議会	仲町、山王様前、つくし野、上町、若松町、赤法花、県営住宅、左近、上若、坂町、守谷 commons、同地、下町、城山、城内、新町
ひがし野まちづくりの会 (守谷D地区まちづくり協議会)	ひがし野、サーパス守谷、ブランズシティ守谷



## 6 主な担当課案内（自治会・町内会用）

内容	問合せ先
自治会・町内会 まちづくり協議会	市民協働推進課 0297-45-1111 kyoudou@city.moriya.ibaraki.jp
施設の貸出受付 野球場・テニスコート・学びの里・ 国際交流研修センター（ログハウス）・ 東板戸井集会所・市民交流館（モリヤガーレ）	
広報紙の配布・回覧	
カーブミラーの設置・修繕	
防犯灯の設置・修繕	交通防災課 0297-45-1111 bousai@city.moriya.ibaraki.jp
消防・防災	
ごみの分別、ごみ集積所	生活環境課 0297-45-1111 kankyou@city.moriya.ibaraki.jp
犬の登録、狂犬病予防注射接種	
空き地の雑草	
公共交通 コミュニティバス・デマンド乗合タクシー	都市計画課 0297-45-1111 toshikei@city.moriya.ibaraki.jp
空き家	
道路の維持管理	建設課 0297-45-1111 kensetsu@city.moriya.ibaraki.jp
公園の維持管理	
小中学校の体育館貸出	生涯学習課 0297-45-1111 shougai@city.moriya.ibaraki.jp
子ども会（設置や活動等）	
上下水道料金	上下水道事務所 0297-48-1842 jougesui@city.moriya.ibaraki.jp
避難行動要支援者登録制度	社会福祉課 0297-45-1111 s.fukushi@city.moriya.ibaraki.jp

お問合せ先が分からない場合は、**地域担当職員**（全自治会・町内会に、地域と市をつなぐパイプ役として配置された市職員）または**市民協働推進課**までご相談ください。